

①低所得者に対する免除適用の徹底

- 国民年金保険料の全額免除対象となる所得金額(3人世帯で127万円)を下回る所得の者は、滞納者全体のうちの約28.9%。

(注) 現在滞納者となっている者の平均世帯人員数は3.0人である。

- また、一部免除の対象となる基準所得額(約300万円)を下回る所得の者は、滞納者全体の約32.0%(全額免除対象者を除く)。一部免除で負担が軽減されることにより、このうち半数の者が新たに納付者となると仮定した場合、全体としての影響は、16.0%となる。

- 以上により、免除適用の徹底が納付率に与える影響は、最大で+13.1% (66.3%→79.4%)。

